入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成３１年 ４月２５日

東広島市長　髙垣 廣徳

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	平成３１～３８年度公用車賃貸借（管財課その１３）（スクラムバン）
（２）	物品・委託役務管理番号	18310009
（３）	物品委託役務内容	平成31年7月1日から平成38年6月30日までの84か月間、東広島市役所に配備する公用車（スクラムバン）1台の賃貸借。
（４）	納入・履行期間	平成３１年 ７月 １日から平成３８年 ６月３０日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島市役所公用車駐車場
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
(10)	使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
(11)	契約種別	総価契約
(12)	収入印紙	不要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ＞車両
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

（１）入札書に記載された金額のうち、平成３１年９月３０日までの賃借料については８パーセントに相当する額を加算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、平成３１年１０月１日以降の賃借料については１０パーセントに相当する額を加算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その合計額をもって落札価格とする。

（２）落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	平成３１年　４月２５日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	平成３１年　４月２５日～ 平成３１年　５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	平成３１年　４月２５日～ 平成３１年　５月１０日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部　管財課 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館６階） 電話番号　082-420-0908　　／ファックス番号　082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	平成３１年　５月１５日～ 平成３１年　５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	平成３１年　５月２１日～ 平成３１年　５月２２日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	平成３１年　５月２３日 午前１０時２０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（◯印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

平成３１年～３８年度公用車賃貸借（管財課その１３）（スクラムバン）仕様書

１　自動車明細

（１）車両本体

①　車名	マツダ　スクラムバン
②　型式	ＨＢＤ－ＤＧ１７Ｖ
③　台数	１台
④　総排気量	０．６５８Ｌ
⑤　排出ガス認定レベル	平成１７年基準排出ガス７５％低減レベル
⑥　燃料	レギュラーガソリン
⑦　トランスミッション	５ＡＧＳ
⑧　駆動方式	４輪駆動（パートタイム４ＷＤ）
⑨　グレード	ＰＡ
⑩　最大乗車定員	４名
⑪　車体色	スペリアホワイト

（２）付属品（下記以外の標準装備一式含む）

フロアマット	○	サイドバイザー	○	ＡＭ／ＦＭラジオ	○
停止表示板	○	ホイール付冬用タイヤ（４輪分）（保管料を含む）			○
＜その他＞					

２　納入場所

東広島市役所公用車駐車場

３　引渡し期限

平成３１（２０１９）年７月１日

４　賃貸借期間

平成３１年（２０１９）７月１日から平成３８（２０２６）年６月３０日まで（８４か月）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に基づく長期継続契約に　■該当する　□該当しない

５　賃貸借に含まれる項目

（１）賃借料には、賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

①　車両本体（特別仕様含む）及び付属品
②　新規登録に伴う諸費用一式
③　自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
④　点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備）
⑤　④の整備のために必要な消耗品の補充及び交換費用一式
⑥　バッテリー交換（必要に応じた交換数）
⑦　エンジンオイル及びオイルエレメント交換補充（走行距離及び経過期間等に応じること）
⑧　タイヤ（夏タイヤ、冬タイヤともに必要数）及び年に２回のタイヤ交換費用
⑨　故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。）
⑩　代車費用
　継続車検時及び故障修理時等に必要に応じた代車提供費用
⑪　ＪＡＦと同等のロードサービスへの加入費用
　（運転者の不注意による事故等を含む車両使用中のトラブルに対応するもの）

６　法定点検以外の点検整備内容

３か月ごとに以下の点検を行うこと。

（４回に１回重複する法定点検又は車検での点検内容については、法定点検又は車検を以て本点検を行ったこととする。）

①　エンジンのかかり具合、異音
②　低速（回転のムラ）、加速の状態
③　エンジンオイルの汚れ、量、漏れ
④　冷却水の量、漏れ
⑤　Ｖベルトの張り具合、損傷
⑥　タイヤの摩耗状態、亀裂及び損傷、空気圧、取付状態

⑦　バッテリー液の量、漏れ
⑧　ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用
⑨　エアコンの作動状態
⑩　スペアタイヤ、ジャッキの搭載
⑪　ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
⑫　ブレーキ液の量、漏れ
⑬　ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取付状態

7　推定走行距離
約５３０㎞／月（更新車両の現在の走行距離）

8　その他
（1）納入車（装備品含む）は新車又は未使用車であること。
（2）左右のフロントドアに７．５㎝角、黒丸ゴシックで「東広島市」と記載すること。
（3）引渡しの日時について、引渡し日の前日までに下記問い合わせ先（発注担当課）に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後３時までに下記問い合わせ先（発注担当課）に車検証をＦＡＸで送ること。
なお、ＦＡＸには次の事項を記載して送信すること。
・車名（スクラムバン）・納車場所（東広島市役所）
（4）初年度登録年月は賃貸借開始年月と同じとすること。
（5）自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
（6）自動車保険（任意保険）料は、本契約に含まない。
（7）点検、交換、故障修理等の案内は下記メンテナンス連絡先に郵送、電話またはファックスによって行うものとし、指定工場から下記メンテナンス連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。
（8）指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
（9）メンテナンス工場は、土・日・祝日を除く賃貸借期間中、賃借人の要請から３０分以内に東広島市役所（ただし、東広島市役所以外に配備する車両については１時間以内に各施設）へスタッフが来庁できる整備工場とし、点検時等は引取納車とすること。
(10) 納車及び引取りは、下記メンテナンス連絡先が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
(11) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に保管管理すること。
(12) 毎月の請求書には、請求額及び○／８４回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。
(13) 賃借料については、平成３１（２０１９）年9月３０日までは、月額（税別）に、１００分の８に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とし、平成３１（２０１９）年１０月１日以降については、月額（税別）に、１００分の１０に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

9　メンテナンス連絡先
東広島市建設部建設管理課
電話（０８２）４２０－０９６１（直通）
ファックス（０８２）４２２－１０５７

１０　問い合わせ先（発注担当課）・納車場所調整先・請求書送付先
東広島市財務部管財課
電話（０８２）４２０－０９０８（直通）
ファックス（０８２）４２２－６８５０